

指定部会について

1 指定部会について

(1) 令和6年度の開催状況

- ・ 第25回 令和6年10月 7日(月) 18:00～20:00
- ・ 第26回 令和7年 1月17日(金) 18:00～20:00

(2) 委員(令和6、7年度) (◎: 部会長、○: 部会長代理、五十音順、敬称略)

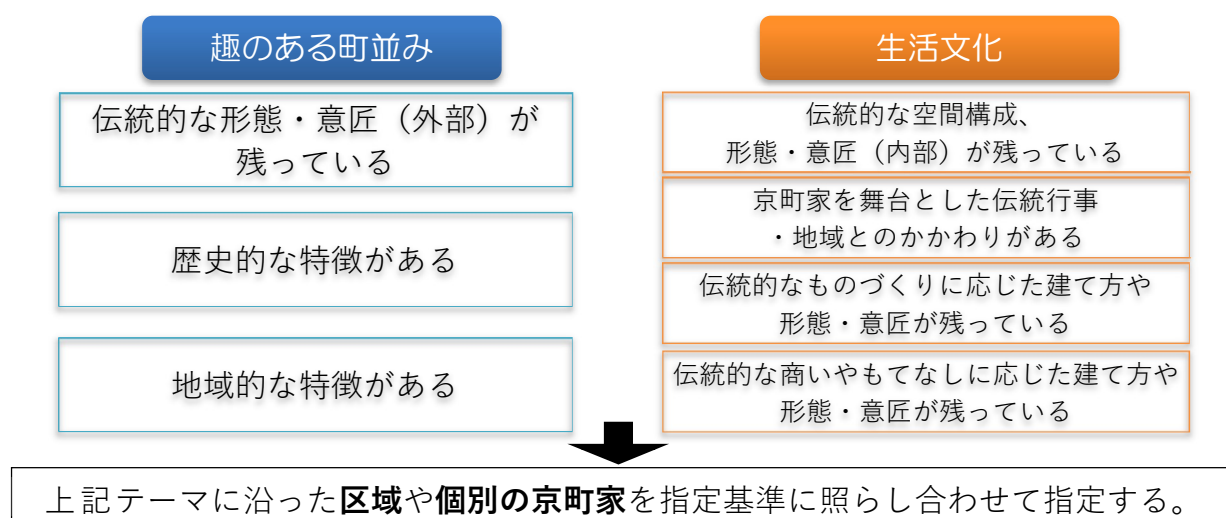
氏 名	所属等
◎ 大場 修	立命館大学 教授
栗山 裕子	一般社団法人 京都府建築士会 顧問
高田 光雄	京都美術工芸大学 教授
○ 中嶋 節子	京都大学大学院 教授
宗田 好史	関西国際大学 教授

2 指定の状況について(令和7年3月末現在)

指定は、文化財や景観等の他の制度で既に指定されている地区や個別の京町家から開始し、これら以外に、指定基準(報告資料別紙参照)に合致する具体的なイメージを示すものとして「指定テーマ」を設定し、それらのテーマに沿って、新たな区域や個別の京町家を指定してきた。

令和6年度は、所有者等からの情報募集(自薦・他薦)による個別指定を行った。

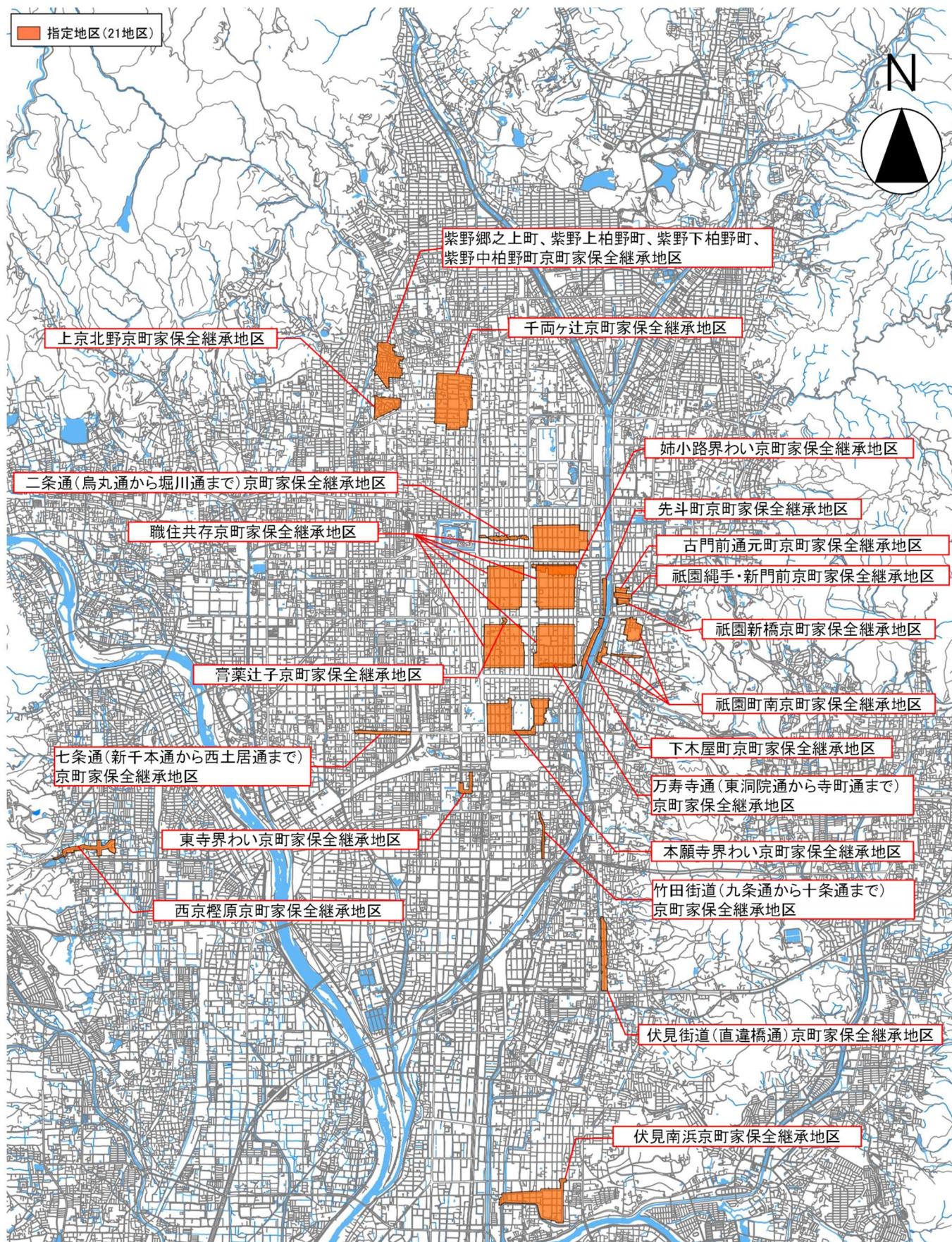
(指定テーマ)



(1) 地区指定（計 21 地区）

	地区名	指定日	備考
1	先斗町京町家保全継承地区	平成30年 8月31日	他の制度で既に指定されている地区※
2	祇園縄手・新門前京町家保全継承地区	平成30年10月15日	他の制度で既に指定されている地区※
3	祇園新橋京町家保全継承地区	〃	他の制度で既に指定されている地区※
4	万寿寺通（東洞院通から寺町通まで） 京町家保全継承地区	平成30年12月28日	
5	紫野郷之上町、紫野上柏野町、紫野下柏野町、 紫野中柏野町京町家保全継承地区	平成31年 3月25日	
6	膏薬辻子京町家保全継承地区	令和元年 5月31日	
7	姉小路界わい京町家保全継承地区	令和元年 7月19日	他の制度で既に指定されている地区※
8	祇園町南京町家保全継承地区	令和元年10月10日	他の制度で既に指定されている地区※
9	上京北野京町家保全継承地区	令和元年11月 1日	他の制度で既に指定されている地区※
10	職住共存京町家保全継承地区	令和2年 3月 6日	他の制度で既に指定されている地区※ （万寿寺通、膏薬辻子、姉小路との重複含む。）
11	西京櫨原京町家保全継承地区	令和2年10月30日	他の制度で既に指定されている地区※
12	千両ヶ辻京町家保全継承地区	令和2年10月30日	他の制度で既に指定されている地区※
13	本願寺界わい京町家保全継承地区	令和3年 5月31日	他の制度で既に指定されている地区※
14	東寺界わい京町家保全継承地区	令和3年 5月31日	他の制度で既に指定されている地区※
15	伏見南浜京町家保全継承地区	令和3年 5月31日	他の制度で既に指定されている地区※
16	二条通（烏丸通から堀川通まで）京町家保全継承地区	令和4年 2月10日	
17	下木屋町京町家保全継承地区	令和4年 5月11日	他の制度で既に指定されている地区※
18	古門前通元町京町家保全継承地区	令和4年12月 1日	他の制度で既に指定されている地区※
19	伏見街道（直違橋通）京町家保全継承地区	令和5年 3月17日	
20	七条通（新千本通から西土居通まで）京町家保全継承地区	令和6年 1月22日	
21	竹田街道（九条通から十条通まで）京町家保全継承地区	令和6年 1月22日	

※ 歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区、伝統的建造物群保存地区、地区計画地区、特別用途地区



(2) 個別指定（重要京町家※¹計1,427軒）

	現行 重要京町家軒数	全 指定件数	解除※ ² 件数	取消※ ³ 件数	指定日	年度別 現行重要京町家軒数 (全指定件数)
計	1,427 軒	1,459 件	25 件	7 件		
1	282 軒	291 件	5 件	4 件	平成30年 9月28日	H30 年度 336 軒 (346 件)
2	3 軒	3 件	—	—	平成30年11月20日	
3	51 軒	52 件	1 件	—	平成30年12月28日	
4	61 軒	64 件	3 件	—	平成31年 4月17日	R1 年度 274 軒 (287 件)
5	7 軒	7 件	—	—	令和元年 6月26日	
6	110 軒	114 件	3 件	1 件	令和元年10月10日	
7	96 軒	102 件	5 件	1 件	令和2年 1月 8日	
8	115 軒	115 件	—	—	令和2年 4月 3日	R2 年度 506 軒 (513 件)
9	100 軒	102 件	2 件	—	令和2年 8月 7日	
10	104 軒	108 件	4 件	—	令和2年11月18日	
11	101 軒	102 件	1 件	—	令和3年 2月10日	
12	86 軒	86 件	—	—	令和3年 3月31日	
13	12 軒	12 件	—	—	令和3年10月29日	R3 年度 73 軒 (73 件)
14	35 軒	35 件	—	—	令和4年 1月28日	
15	26 軒	26 件	—	—	令和4年 3月28日	
16	26 軒	26 件	—	—	令和4年 9月30日	R4 年度 71 軒 (73 件)
17	45 軒	47 件	1 件	1 件	令和5年3 月24日	
18	48 軒	48 件	—	—	令和5年10月20日	R5 年度 103 軒 (103 件)
19	55 軒	55 件	—	—	令和6年 3月25日	
20	30 軒	30 件	—	—	令和6年11月29日	R6 年度 64 軒 (64 件)
21	34 軒	34 件	—	—	令和7年 3月28日	

※1 他の制度で既に指定されている京町家を含む（景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、界
わい景観建造物、歴史的意匠建造物、国登録有形文化財、市登録有形文化財、京都を彩る建物
や庭園（認定））。

※2 解体された25件の個別指定を解除

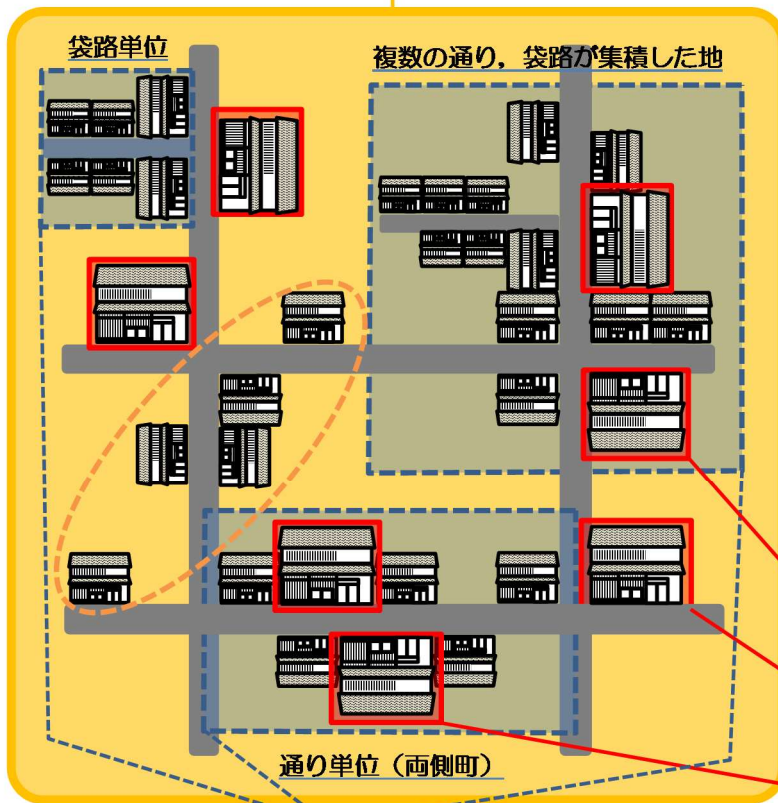
※3 7件の個別指定を取消（指定重複4件、建築年代不適合2件、指定時解体済1件）

3 指定の情報募集について（令和元年10月から募集開始）

より効果的かつ効率的に指定を行っていくために、市民の方から指定候補となるような地区や個々の京町家の情報を募集しており、応募の中から指定テーマに合致するものを指定していく方針としている。令和2年度の指定部会から、応募のあった地区や個別の京町家も含めて審議している。これまで個別の京町家について192件の応募があり、142件を指定している。

条例に基づく指定基準（地区指定・個別指定）について

市内全域の京町家



指定地区内の京町家

個別指定を行う京町家

趣のある町並み又は生活文化が色濃く残っており、
市民や地域の方々にとって貴重な地区

<地区指定の基準>

1 以下の①又は②のいずれかを満たす地区

① 趣のある町並みが残っている地区（通り単位、町単位）

（考え方）

- ・ 通りに面して、外観に特徴的な建築要素を有する京町家が一定程度以上集積している地区<線的>
- （例）伝統的な様式の格子などが残り、通り底が連担している通りや袋路
- ・ 上記の通りが複数集まって地域の趣のある町並みを形成している地区<面的>
- ・ 趣のある町並みの形成の観点から、既存の制度に基づき、指定された地区
- （例）歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区

② 生活文化が色濃く残っている地区（町単位等）

（考え方）

- ・ 地域における人々の生活又は生業により形成された伝統的な形態・意匠や空間構成が残り、濃やかなコミュニティが継承されている地区<面的>（※看板建築が多い地区も含めることが可能）

【くらしの文化】

自然や地域とのかかわりの中で培われた形態・意匠、建物配置、空間構成を持つ京町家が一定程度以上あり、職住共存の都市居住文化を伝えるコミュニティが形成されている地区

（例）職住共存地区内で、京町家が集積し、地域活動が活発な地区

【産業の文化】

生業に応じた建て方（織屋建て等）や形態意匠（格子、土間空間等）を持つ京町家が一定程度以上あり、生業を通じて育まれてきたコミュニティが形成されている地区

（例）西陣織など伝統産業を支える地域や寺社等の周囲に形成されてきた門前町などで、京町家が集積し、地域活動が活発な地区

※ 滅失の進行が早い地区、他への波及効果が高い地区等を優先して指定

2 京町家の保全・継承に向けた計画があるなど、地域の方々が取組に意欲的な地区（町単位等）

※ ただし、条例上の規制措置に伴い新たに創設した京町家改修助成は対象外

地域の趣のある町並みや生活文化を特徴付ける象徴的な
京町家（地区指定のエリア内及びエリア外）で、
市民や地域の方々にとって貴重なもの

<個別指定の基準>

1 以下の①～③のいずれかを満たす京町家

① 地域の趣のある町並みを特徴付けているもの

（考え方）

- ・ 外観に特徴的な建築要素を有し、地域の景観や建築様式の模範となる象徴的なもの
- ・ 希少性が高く、解体された場合に、町並みの個性が失われるなど特に影響が大きいもの
- ・ 趣のある町並みの形成の観点から、既存の制度に基づき、指定されたもの
- （例）景観重要建造物、界わい景観建造物、歴史的意匠建造物

② 生活文化の保全・継承を図るうえで、優れた伝統的な意匠性又は顕著な地域的な特色を有しており、解体による地域への影響が大きいもの

（考え方）

- ・ 建物内部に建築当時の形態意匠を有しており、地域の都市居住文化を後世に伝える象徴的なもの（※看板建築も含めることが可能）
- ・ 希少性が高く、解体された場合に、地域の伝統的な生活文化が失われるなど特に影響の大きいもの
- ・ 生活文化の継承の観点から、既存の制度に基づき、指定されたもの
- （例）歴史的風致形成建造物、文化財建造物

③ 魅力あるまちづくりの資源であり、市の趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を図るうえで重要なもの

2 将来に向けた保全・活用計画があるなど、京町家の保全・継承を意欲的に行おうとする所有者が管理する京町家

※ ただし、条例上の規制措置に伴い新たに創設した京町家改修助成、維持修繕助成は対象外